



自家発電ミニナル 24

電気工事業法による非常用自家発電設備の 工事業者に対する規制

今月号では、電気工事の一環として非常用自家発電設備の設置工事を行う者に対する電気工事業法による規制の概要を説明します。

Q1

電気工事業法とは、どのような法律ですか？

A1

電気工事業法では、その目的と規制する電気工事を次のとおり定めています。

(目的)

第1条 この法律は、電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、その業務の適正な実施を確保し、もって一般用電気工作物及び自家用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、「電気工事」とは電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第3項に規定する電気工事をいう。ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事を除く。

2 この法律において「電気工事業」とは、電気工事を行なう事業をいう。

3～4 省略

5 この法律において「一般用電気工作物」とは電気工事士法第2条第1項に規定する一般用電気工作物を、「自家用電気工作物」とは同条第2項に規定する自家用電気工作物をいう。

電気工事業法では電気工事業を営む者に対し、経済産業大臣等への登録等を義務づけています。電気工事業としての登録等が必要な電気工事は、電気工事士法で定める一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kW未満の需要設備に限る。）の電気工事とされており、この自家用電気工作物の電気工事には、最大電力500kW未満の需要設備に附置される非常用予備発電装置（非常用自家発電設備）の設置工事も含まれます。

Q2

本誌2月号で紹介された建設業法でも、軽微な建設工事を除いて電気工事業を営もうとする者には、国土交通大臣等の許可を受けることが義務づけられています。電気工事業を営むには、電気工事業法と建設業法の両方の規制を受ける場合がありますか？

A2

そのとおりです。上記A1の電気工事業法で定める電気工事には、電気工事業法による登録等とともに建設業法による許可が必要となる場合があります。

電気工事業法と建設業法では、規制の目的等が大きく違ってきます。

電気工事業法の目的等

電気工事業法は、電気工事業を営む者の登録等及び業務の規制を行うことで、電気工事に伴う電気工作物の保安確保（電気工作物による感電、電気火災、電波障害等の危険・発生の防止）を図ることを目的としたものです。したがって、規制の範囲は、電気工作物の保安確保を図るための業者登録等とその業務の規制に関するものに限定され、建設業者間の過当競争防止等のような経済的規制は伴っていません。

建設業法の目的等

建設業法は、建設業者の資質向上、建設工事（電気工事を含む28種類）の請負契約の適正化等を図ることで、建設工事の適正な施工、発注者の保護及び建設業の健全な発展を促すことを目的としたものです。したがって、規制の範囲は、上記の電気工事業法のように限定されるのではなく、経済的規制を伴う総合的な建設業に対する規制と言えます。

電気工事業者に対する電気工事業法による規制が、建設業法とは異なる観点から設けられていることは理解できました。では、電気工事業法が電気工事業者に対して、具体的にどのような規制を設けているのですか？

電気工事業法による規制の概要は次のとおりです。

1. 電気工事業の登録等の義務づけ

電気工事業者には次の4種類があり、実施する電気工事の種類と建設業の許可の有無により、いずれかの登録等を受けなければなりません。

	電気工事業者の種類	電気工事の種類	建設業許可の有無
1	登録電気工事業者	一般用及び自家用電気工作物 又は一般用電気工作物のみ	無
2	みなし登録電気工事業者		有
3	通知電気工事業者	自家用電気工作物のみ	無
4	みなし通知電気工事業者		有

2. 主任電気工事士の設置義務

「登録電気工事業者」及び「みなし登録電気工事業者」は、その営業所ごとに一般用電気工作物の電気工事の作業を管理させるため、主任電気工事士（※1）を置かなければなりません。

※1. 営業所ごとに、主任電気工事士として第一種電気工事士又は第二種電気工事士の免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上の実務経験を有する第二種電気工事士を置く。

3. 電気工事業者の業務規制

電気工事業者は、電気工事の業務に関し、第一種又は第二種電気工事士に従事させなければなりません。なお、自家電気工作物の電気工事に非常用自家発電設備の設置工事が含まれている場合は、特種電気工事資格者（非常用予備発電装置工事資格者）に従事させなければなりません。